



基 発 1028 第 2 号  
平成 23 年 10 月 28 日

経営者団体の長 殿

厚生労働省労働基準局長



### 労働時間の適正化に関する要請について

日頃から労働基準行政に格別の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

労働時間等の現状をみると、週の労働時間が 60 時間以上の労働者の割合は減少基調にあるものの平成 22 年には増加に転じ、依然として高い水準で推移するなど未だ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数は平成 22 年度においても 285 件に上るなど、過重労働による健康障害も依然多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

これらの問題の解消に向けては、使用者が労働時間を適正に把握した上で、適切な対処を行うことが求められるものであり、また、使用者のみならず、労働者・労働組合、産業保健スタッフ等のすべての関係者の理解を得て、労使が一体となった取組が行われることが望まれます。

そこで、本年度においても、このような取組を促し、長時間労働の抑制等の労働時間の適正化を図るため、11 月に「労働時間適正化キャンペーン」を実施し、集中的な周知啓発等を行うこととしています。

つきましては、貴団体におかれましても、この取組の趣旨を御理解いただき、各企業等において労働時間の適正化に向け下記に重点を置いた取組が推進されますよう、傘下企業等への一層の周知等に御協力をお願いします。

なお、企業等への周知に当たっては、別添のリーフレット等も御活用ください。

### 記

- 時間外労働協定の適正化等による時間外・休日労働の削減
- 長時間労働者への医師による面接指導等労働者の健康管理に係る措置の徹底
- 労働時間の適正な把握の徹底

## 平成 23 年度労働時間適正化キャンペーン実施要領

### 1 趣旨

労働時間等の現状をみると、週の労働時間が 60 時間以上の労働者の割合は減少傾向にあるものの平成 22 年には増加に転じ、依然として高い水準で推移するなど未だ長時間労働の実態がみられる。また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数は平成 22 年度においても 285 件にのぼるなど、過重労働による健康障害も依然多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところである。

これらの問題の解消に向けては、使用者が労働時間を適正に把握した上で、適切な対処を行うことが求められるものであり、また、使用者のみならず、労働者・労働組合、産業保健スタッフ等のすべての関係者の理解を得て、労使が一体となった取組が行われることが重要である。

このため、「過重労働による健康障害防止のための総合対策」（平成 18 年 3 月 17 日付け基発第 0317008 号）及び「賃金不払残業総合対策要綱」（平成 15 年 5 月 23 日付け基発第 0523003 号）等に基づき、所要の対策を推進しているところであるが、平成 23 年度においても、長時間労働の抑制等の労働時間の適正化を図るため「労働時間適正化キャンペーン」（以下「キャンペーン」という。）を設定し、

- (1) 時間外労働協定の適正化等による時間外・休日労働の削減
- (2) 長時間労働者への医師による面接指導等労働者の健康管理に係る措置の徹底
- (3) 労働時間の適正な把握の徹底

を中心に、労使をはじめとする関係者に対して、広く周知・啓発等を行い、その主体的な取組を促進することとする。

### 2 実施期間

平成 23 年 11 月 1 日（火）から 11 月 30 日（水）まで

### 3 実施事項

#### (1) 本省で実施する事項

##### ア 使用者団体等への協力要請

使用者団体及び労働組合に対し、傘下の企業及び労働組合への長時間労働の抑制等の労働時間の適正化に関する積極的な周知・啓発等の実施についての協力要請を行う。

##### イ 長時間労働等に関する情報提供の受付

キャンペーンに合わせて新たに開設する、労働基準法等違反の情報を受け付

けるメール窓口（以下、「メール窓口」という。）において、長時間労働等に関し重点的に情報提供を受け付ける。

ウ 周知・啓発の実施

長時間労働や、これに伴う問題の解消を図るため、以下のとおり周知・啓発を行う。

- ・キャンペーンの趣旨等について、記者発表並びに厚生労働省関係広報誌及び厚生労働省ホームページへの掲載
- ・メール窓口について、記者発表し、また厚生労働省ホームページに情報提供受付用バナーを設置
- ・賃金不払残業の是正結果及びその解消のための取組等を示した「平成22年度 賃金不払残業（サービス残業）是正の結果まとめ」を記者発表

エ リーフレットの作成

キャンペーンの趣旨等を周知するためのリーフレットを作成する。

(2) 都道府県労働局及び労働基準監督署で実施する事項

ア 使用者団体等への協力要請

都道府県労働局（以下「局」という。）は、主要な使用者団体及び労働組合に対し、傘下の企業及び労働組合において長時間労働の抑制等の労働時間の適正化に向けた取組等が実施されるように、積極的な周知・啓発等の実施についての協力要請を行う。

イ メール窓口の情報に基づく対応

局及び労働基準監督署（以下「署」という。）においては、労働基準法等違反の情報を受け付けるメール窓口に対し、長時間労働等に関する情報提供がなされるので、当該情報を今後の監督指導等に活用する。

ウ 周知・啓発の実施

局及び署は、上記（1）ウの本省の取組を踏まえ、キャンペーンの趣旨等について、記者発表、ホームページ、地方公共団体の広報紙の活用等により、国民一般に対する周知・啓発を行う。

また、集団指導の場等を活用し、長時間労働の抑制等の労働時間の適正化に関する周知・啓発を行う。

エ リーフレットの配布

局及び署は、送付されたリーフレットを使用者団体、労働組合、関係機関等及び集団指導の参加者等に対して配布するなどにより、有効に活用する。

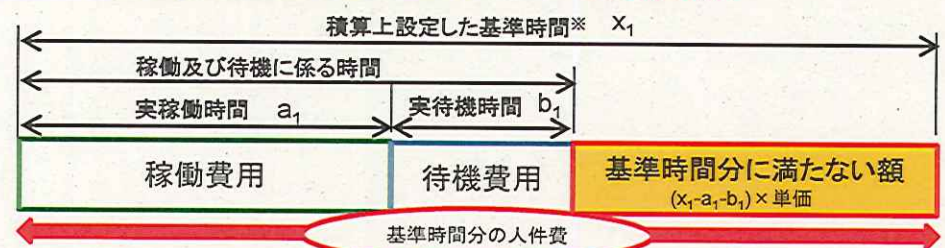
オ 重点監督等の実施

署においては、長時間労働の抑制等の労働時間の適正化を図るための監督指導を実施する。

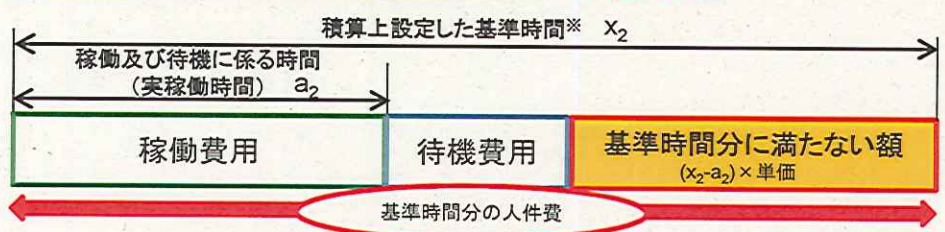
# 稼働及び待機に係る人件費の一部を最低保証 [人件費]

稼働及び待機に係る時間の有無に依らず人件費が一定程度掛かることを考慮し、稼働及び待機に係る時間が積算上設定した基準時間に達しない場合には、当該基準時間分の人件費の支払が確保されるよう、基準時間分の人件費に満たない額を支払うこととしています。  
(福島県、新潟県等)

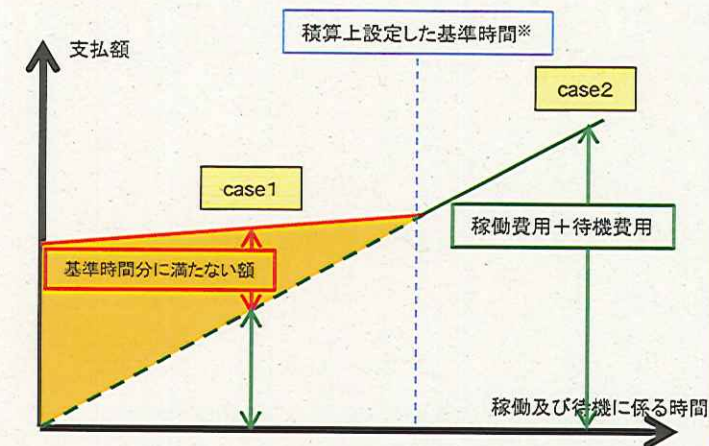
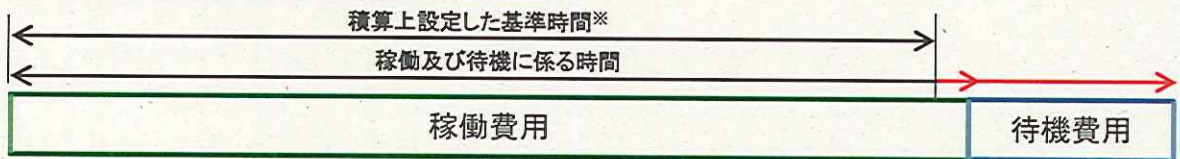
case1 稼働等に相当する時間 < 基準時間 **福島県の場合**



case1 稼働等に相当する時間 < 基準時間 **新潟県の場合**



case2 稼働等に相当する時間 ≥ 基準時間



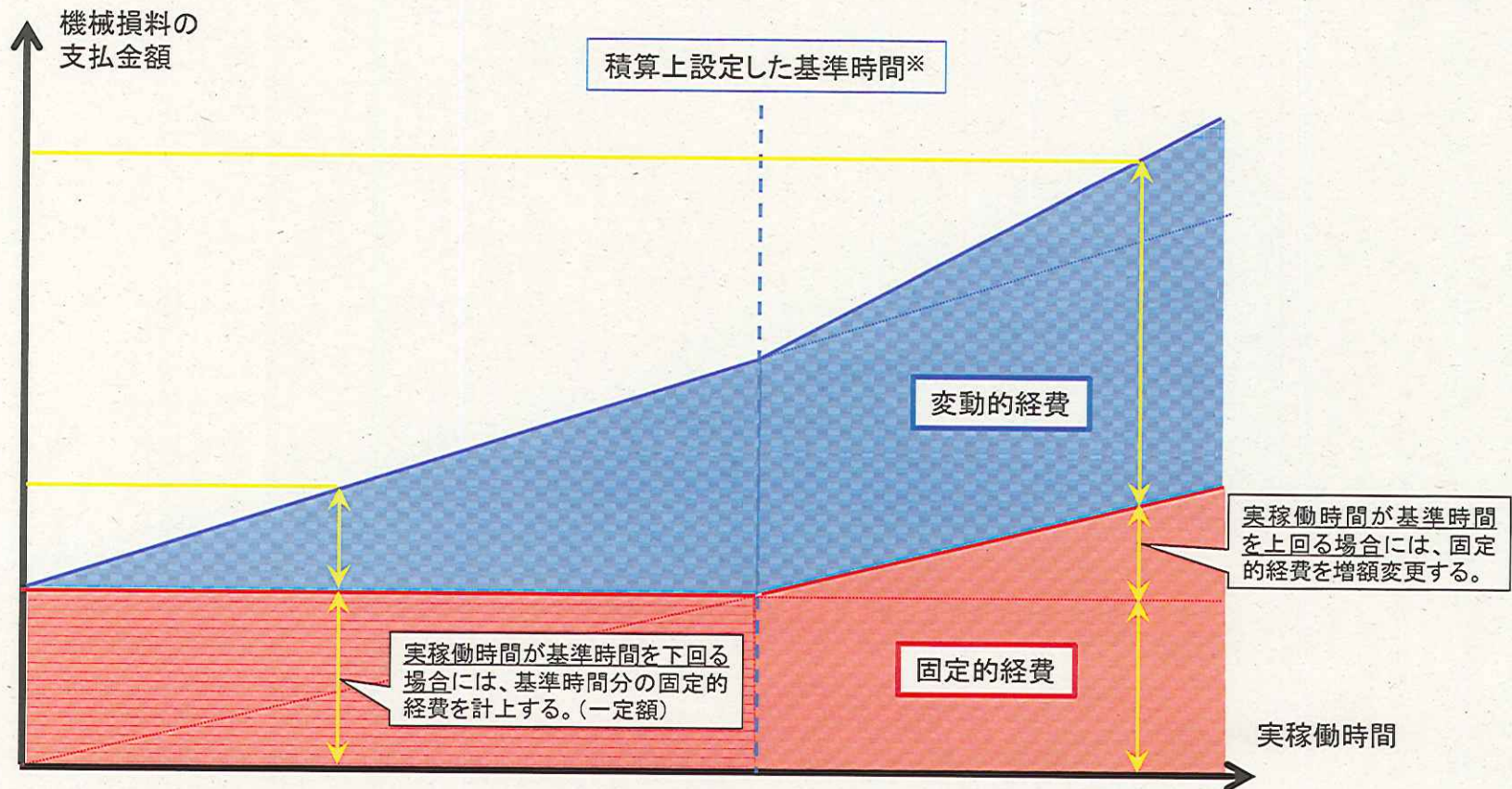
●福島県では、「基準時間」を「最低保証対象待機時間」、「稼働費用」を「稼働実績支払額」、「基準時間分に満たない額」を「最低保証額」と呼んでいる。  
●新潟県では、「基準時間」を「基本待機時間」、「稼働費用」を「実稼働費」、「待機費用」を「待機費」、「基準時間分に満たない額」を「基本待機料」と呼んでいる。  
※ 基準時間は、地域毎の確率年による降雪量、除雪実績に基づき設定



# 除雪機械に対する固定的経費① [機械損料]

稼働の有無によらず機械を拘束していることを考慮し、実稼働時間が積算上設定した基準時間に比べて下回る場合には、基準時間分の固定的経費を支払うこととし、また上回る場合には、固定的経費の増額変更をしています。

(広島県)



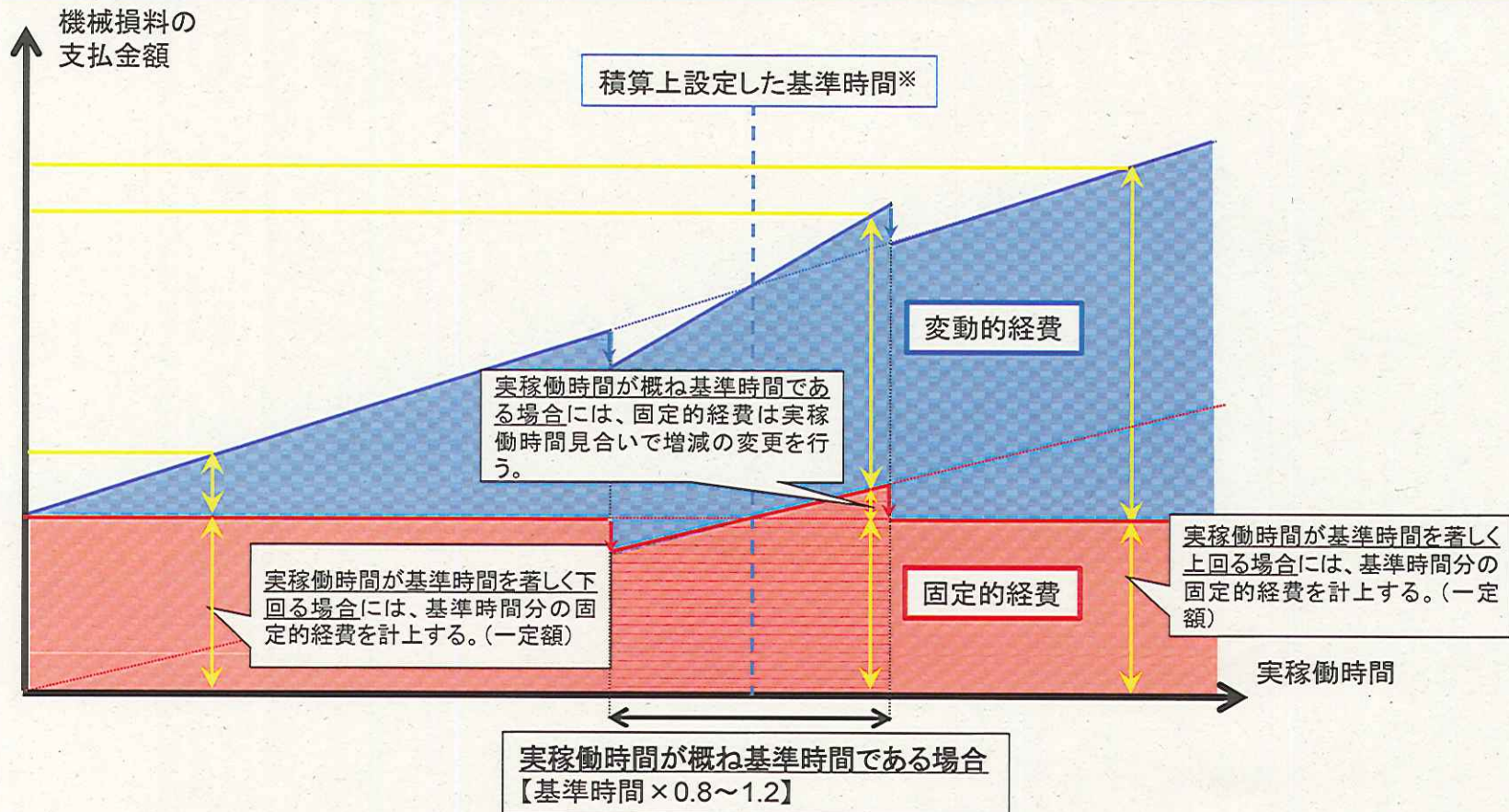
●広島県では、「基準時間」を「当初設計稼働時間」、「変動的経費」を「運転損料」、「固定的経費」を「固定損料」と呼んでいる。

※ 基準時間は、機械の使用実績に基づき設定



# 除雪機械に対する固定的経費② [機械損料]

稼働の有無によらず機械を拘束していることを考慮し、実稼働時間が積算上設定した基準時間と著しく乖離している場合には、基準時間分の固定的経費を計上する補正を行うこととしています。(岩手県)



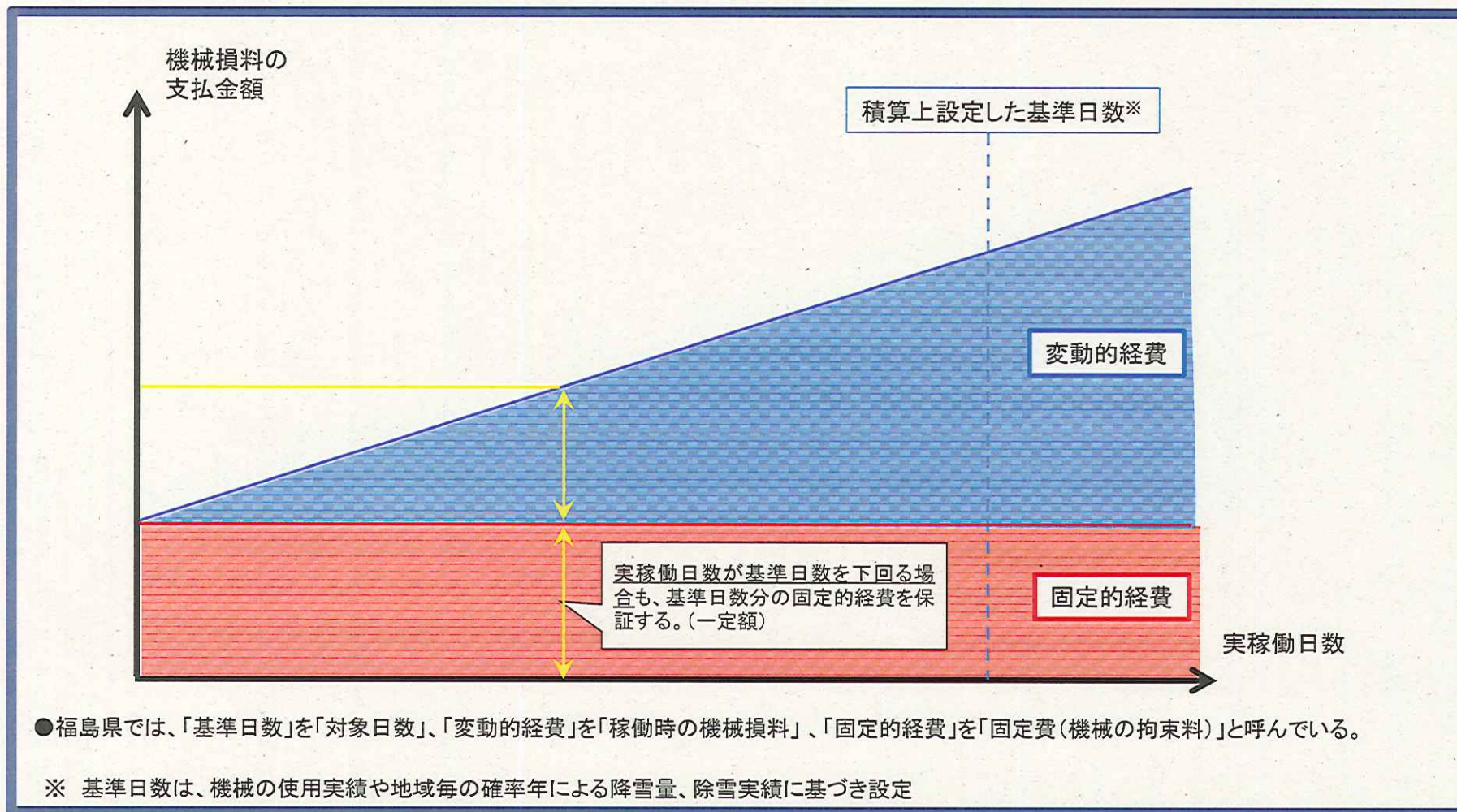
●岩手県では、「基準時間」を「年間標準運転時間」、「変動的経費」を「変動費」、「固定的経費」を「固定費」と呼んでいる。  
 ※ 基準時間は、機械の使用実績に基づき設定



## 除雪機械に対する固定的経費③ [機械損料]

稼働の有無によらず機械を拘束していることを考慮し、実際の降雪日数や稼働日数に関わらず、積算上設定した基準日数分の固定的経費を定額で支払うこととしています。

(福島県、新潟県)





## その他、除雪作業における経費 [人件費、機械経費]

除雪機械を良好な状態に維持するためには、定期的に点検や整備を行う必要があることを考慮し、出動が1週間以上ない場合には、1週につき契約除雪単価の15分相当を目安に点検整備費の支払を行っています。

(岡山県等)